

# 法人事業税外形標準課税導入検討会設置要綱

平成11年12月

## 1 設置目的

法人事業税への外形標準課税の導入に当たっての、望ましい外形基準のあり方や課税の仕組み、諸課題等について、具体的に検討し、自らの考え方の取りまとめに自主的に取り組み、外形標準課税の早期導入をめざす。

## 2 組織

- (1) 外形標準課税の導入に係る諸問題を具体的に検討させるため、地方制度調査委員会に全国知事会規約第30条に規定する専門員を置く。
- (2) 専門員で構成する法人事業税外形標準課税導入検討会(以下「検討会」という。)を設置し、検討会には座長を置き、座長は専門員の互選によって定める。
- (3) 座長は、検討会の事務を掌理し、座長に事故あるときは、専門員のうちから座長が予め指名するものが、その職務を代理する。
- (4) 検討会に、実務的な面から調査検討させるため幹事を置く。

地方制度調査委員会専門員・「法人事業税外形標準課税導入検討会」名簿

H 1 2 . 1 . 1 4 現在

岩手県総務部長	武 居 丈 二
山形県総務部長	宮 内 豊
福島県総務部長	金 賀 英 彦
栃木県総務部長	須 藤 揮一郎
神奈川県総務部長	林 英 樹
長野県総務部長	花 岡 勝 明
石川県総務部長	荒 川 敦
大阪府総務部長	鹿 獄 宰
兵庫県総務部長	金 澤 和 夫
岡山県総務部長	安 田 充
高知県総務部長	兵 谷 芳 康
佐賀県総務部長	松 尾 正 廣
宮崎県総務部長	岩 切 文 昭